

税務システム等標準化検討会 (第7回)

事務局提出資料
(税務システム標準仕様書の改定等について)

令和5年3月16日
総務省自治税務局

目次

1. 税務システム標準仕様書の改定について	2
2. 【第2.0版】から【第2.1版】への変更概要	5
(参考) 業務ごとの変更概要	12

1. 税務システム標準仕様書の改定について

税務システム標準仕様書の改定について

- 税務システム標準仕様書の改定タイミングごとの改定内容を示したもの。
- 令和5年3月31日付けで改定する内容は、主にデジタル庁の横並び整理起因によるものとし、令和5年8月31日付け改定する内容は、主に税制改正等の税務起因によるものとする。

	令和5年3月31日改定【第2.1版】	令和5年8月31日改定【第3.0版】
主な改定内容	<p>■ デジタル庁横並び整理</p> <p>① データ要件・連携要件標準仕様書との整合性の確認 > デジタル庁作成の「機能別連携仕様」を元に、「連携要件一覧」を修正（内容は同一）</p> <p>② 実装類型の見直しに伴う検討</p> <p>③ 指定都市要件の見直し結果の反映</p> <p>■ 地方税独自</p> <p>④ 森林環境税等の要件の実装 > 令和6年度分から課税等が開始されるもので、標準仕様書の内容を地方団体に早期に周知（全国意見照会は【第3.0版】への改定時にまとめて実施）</p> <p>⑤ 軽微な修正</p>	<p>■ 地方税独自</p> <p>⑥ 令和5年度税制改正による反映 (例) 【固定】相続税に係る固定資産情報の通知の電子化 【軽自】特定小型原付(電動キックボード)の要件追加 等</p> <p>⑦ 各税目の残検討事項対応結果の反映 (例) 【個住】個人住民税の申告手続のオンライン化 【軽自】軽2輪申告簡素化の実施に伴う見直し 等</p> <p>⑧ 地方団体・ベンダからの意見による反映 ※内容に関する修正</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> • 全国意見照会を実施しない（本検討会でご意見をいただき、適宜修正） 	<ul style="list-style-type: none"> • 全国意見照会を実施予定

主な改定内容ごとの想定スケジュール

		令和4年度						令和5年度				
		10	11	12	01	02	03	04	05	06	07	08
マイルストーン		与党税制改正大綱公表▼ (デジタル庁・各府省庁) 仕様書の改定▼						税制改正▼ (総務省) 標準仕様書の改定▼				
【3 第月 23 ・1 1日 版改 定】	① データ要件・連携要件との整合性の確認	ベンダ3社による検討等			改定案の作成 内容精査・仕様反映							
	② 実装類型の見直しに伴う検討	実装類型の見直し案の作成			内容精査・改定案作成	WT開催	仕様反映					
	③ 指定都市要件の見直し結果の反映	過去意見収集	指定都市会での仕分け	ベンダ確認		内容精査・仕様反映						
	④ 森林環境税等の要件の実装	内容精査・仕様反映			WT開催		仕様反映			全国意見照会	仕様反映	
	⑤ 軽微な修正			内容精査・仕様反映								
【8 第月 33 ・1 0日 版改 定】	⑥ R5年度税制改正による反映			仕様改定内容の検討・ベンダ確認			省令様式改正案等の検討					
	⑦ 各税目の残検討事項対応結果の反映			仕様改定内容の検討 ※必要に応じてWT開催						全国意見照会	仕様反映	
	⑧ 地方団体・ベンダからの意見による反映			仕様改定内容の検討 ※必要に応じてWT開催						全国意見照会	仕様反映	

検討会開催(web)

デジタル庁等の作業
 総務省等事務局の作業
 照会

2. 【第2.0版】から【第2.1版】への 変更概要

【第2.0版】から【第2.1版】への変更概要等

○ 以下の観点から、税務システム標準仕様書【第2.1版】への改定の検討を行った。

(1) デジタル庁横並び整理

① データ要件・連携要件標準仕様書との整合性の確認

➤ デジタル庁が令和4年度後半に行った、データ要件・連携要件標準仕様書の改定への意見反映。

(例) 軽自動車税に係るデータ要件等の文言修正
(「更正」→「税額変更」)

② 実装類型の見直しに伴う検討

➤ デジタル庁が令和4年度後半に行ったベンダへの実装類型の聞き取り結果に対応。

(例) 固定資産税におけるタワーマンションに係る機能について、「実装必須機能」から「標準オプション機能」とすべきとの意見を受けて見直し。

③ 指定都市要件の見直し結果の反映

➤ デジタル庁から指定都市要件修正案を受領し、一部反映。

(例) 帳票印字項目の項目名を税目横断で修正
(「行政区」→「行政区名称・行政区コード」)

(2) 森林環境税等の要件の実装

森林環境税が令和6年度から課税されること等を鑑み、森林環境税等に係る機能要件等については先行的に提示。

本要件に係る地方団体・ベンダ等からの意見・質問については、令和5年6月に実施予定の全国意見照会で聴取する予定。

- ・森林環境税に係る要件の追加
- ・特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化に係る要件の追加
- ・上場株式等の配当所得等に係る課税方式の取扱いの見直し

(3) 軽微な修正

税務システム標準仕様書【第2.0版】策定後、地方団体やベンダ等からの指摘に基づく軽微な修正を実施。

(例) 個人住民税において、納税者の申告誤りを適切に検出するため、被扶養者の定義の明確化等を追加。

(例) 法人住民税において、処理誤りを防ぐため、調定の締め処理実施後は、対象申告の削除、更正・決定処理の取消及び変更を制御できる機能を要件化。

【第2.0版】から【第2.1版】への変更点 — (1) デジタル庁横並び整理

○ デジタル庁から標準化対象全20業務への横並び整理の指示に従い、以下のように改定を検討。

① データ要件・連携要件標準仕様書との整合性の確認

(例) 軽自動車税に係るデータ要件等の文言修正(「更正」→「税額変更」)

② 実装類型の見直しに伴う検討

(例) 固定資産税におけるタワーマンションに係る機能について、「実装必須機能」から「標準オプション機能」とすべきとの意見を受けて見直し。

③ 指定都市要件の見直し結果の反映

(例) 帳票印字項目の項目名を税目横断で修正(「行政区」→「行政区名称・行政区コード」)

標準仕様書の改定に関する基本的な考え方②

令和4年9月30日
第5回関係省庁会議デジタル庁提出資料

○ 2022年度においては、各業務において標準仕様書の改版が予定されていることから、以下のような取扱いとしてはどうか。

<2022年度における取扱い(案)>

- ① 2022年8月までに策定された仕様書において、2022年8月の時点で今後の検討とされている内容については、当該検討内容に係る制度所管府省は、年内にその見直しの見込みを公表するとともに、遅くとも年度内に当該見直し内容を反映した仕様書を公表する。
- ② 指定都市に係る仕様については、制度所管府省は、デジタル庁の主導的な支援のもと、年度内を目途に、集中的に点検を行う。(デジタル庁、指定都市及びベンダーを構成員とする検討会を立上げ予定。標準仕様書の具体的な改善提案をとりまとめ、制度所管府省に提示し、標準仕様書へ反映。)
- ③ 機能要件について、過剰な機能となっていないかについて、実装必須機能から標準オプション機能への変更に限定して、年内を目途に、デジタル庁の主導的な支援の下、集中的に点検を行う。
- ④ データ要件・連携要件及び共通機能要件に係る実装・運用に関する課題について、デジタル庁は制度所管府省の参画のもと、年内にその見込みを公表するとともに、遅くとも年度内に課題の整理結果を公表する。
- ⑤ 上記取組を通じて、デジタル庁は、2025年度末時点で機能要件、データ要件・連携要件及び共通機能要件について、標準準拠システムが満たすべきバージョンを確定させる。

【第2.0版】から【第2.1版】への変更点 一 (2) 森林環境税等に係る要件の実装

○ 森林環境税が令和6年度から課税されること等を鑑み、森林環境税等に係る機能要件等については、【第3.0版】ではなく【第2.1版】において先行的に提示。本要件に係る地方団体・ベンダ等からの意見・質問については、令和5年6月に実施予定の全国意見照会で聴取する予定。

1. 森林環境税に係る要件の追加

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	第2.1版への改訂理由 (第2.0版からの変更点)
2. 当初課税準備								
2.1. 所得・税額決定								
2.1.23.	1	税額計算 (税額決定)	0100302	地方税法及び森林環境税法(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律)に準拠した税額計算(期割計算、併用徴収差額計算、年金特別徴収税額計算及び退職所得に係る所得割額の計算(退職所得と勤続年数から算定)を含む)等ができること。 また、計算結果を管理(設定・保持・修正)できること(ただし、退職所得に係る分離課税の対象となる所得割額を除く)。	実装必須機能		正確な税額計算に必要となる機能については、実装必須機能としている。	森林環境税の新設に伴い、要件の文言の修正を行った。
3.3.15			0100691	森林環境税の納税義務者からの免除申請に基づく、免除要否を管理できること。	実装必須機能		森林環境税の免除については、個人住民税と独立して判定・免除されるものであることから、以下、個人住民税の減免と同様の機能において、あえて別機能として新規追加しております。なお、機能を分ける必要が無いものについては、併記しております。	新設される森林環境税に係る要件について、新規で要件化した。

2. 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化に係る要件の追加

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	第2.1版への改訂理由 (第2.0版からの変更点)
1. 個人住民税基本情報管理								
1.1. 基本情報管理								
1.1.54.	2		0100686	特別徴収義務者情報の基本情報として次の項目を管理(設定・保持・修正)できること。 <基本情報> ・税額通知(納税義務者用)の送付形態(紙/電子)	実装必須機能			【令和6年度以後の課税分から】税額通知の送付形態(紙/電子)については、特別徴収義務者用と納税義務者用で別々に管理する必要があるため、要件化した。

3. 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の取扱いの見直し

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	第2.1版への改訂理由 (第2.0版からの変更点)
1. 個人住民税基本情報管理								
1.3. 申告書作成管理								
1.3.1.			0100151	以下の条件の要否を指定し、個人住民税申告書の発送対象者を抽出できること。 <抽出条件> →上場株式等に係る所得の異なる課税方式に関連する対象者 ・前年度情報(「前年度個人住民税申告書提出有無」「前年度の優先資料が個人住民税申告書であること」「所得種類」「更正事由」「転入・出時期」) ・支援措置対象の設定有無 <申告書発送者からの除外条件> ・異動届より転動・一括処理対象者 ・現年課税取消分 ・他団体課税者	標準オプション機能			上場株式等の配当所得等に係る課税方式を一致させることとなるため、以下の要件を削除した。 ・上場株式等に係る所得の異なる課税方式に関連する対象者

(参考) 森林環境税及び森林環境譲与税の概要

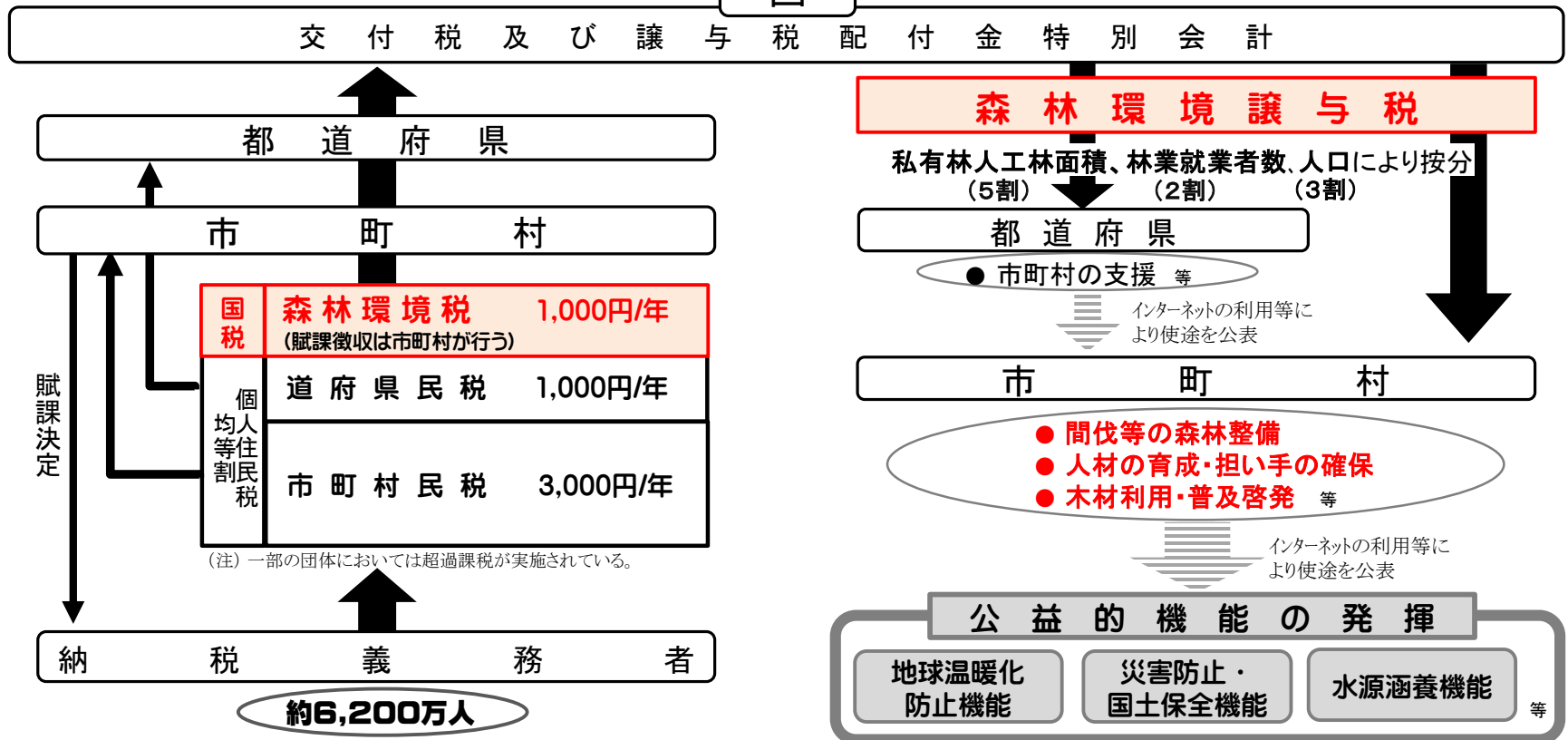
○ パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設。

【制度イメージ】

令和6年度から課税

国

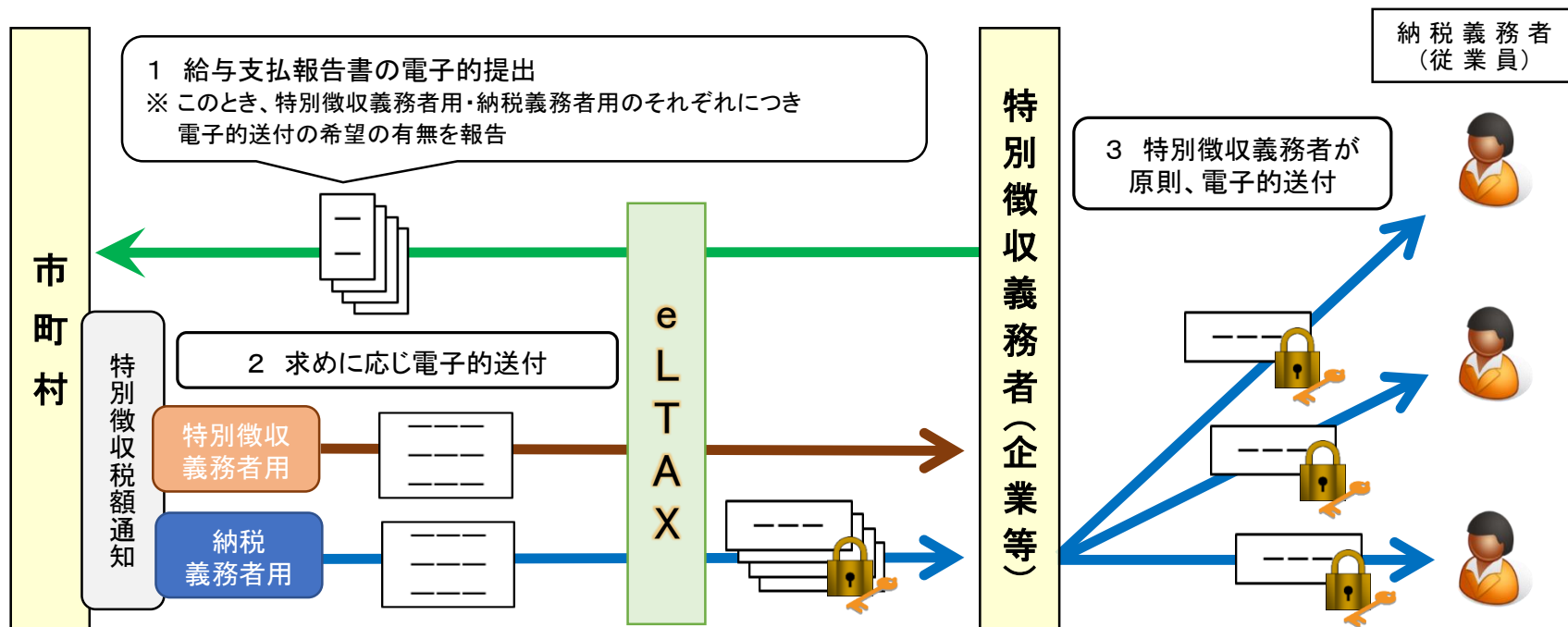
令和元年度から譲与



(参考)個人住民税の特別徴収税額通知の電子化

- 個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)については、特別徴収義務者からの求めに応じて、市町村が、当該通知をeLTAXを経由して、当該特別徴収義務者に電子的に送付するとともに、当該特別徴収義務者は、納税義務者に、当該通知を原則として電子的に送付する仕組みを、令和6年(2024年)度分の個人住民税より導入予定。
- これと併せて、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)についても、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、当該通知をeLTAXを経由して、当該特別徴収義務者に電子的に送付。
(現在、選択的サービスとして行われている「電子データの副本送付」(電子署名のないデータの送付)については、令和5年(2023年)度で終了)
- 現在、地方団体や経済団体への情報提供等を行いながら、円滑な制度開始に向けて、準備中。

<電子化のイメージ>

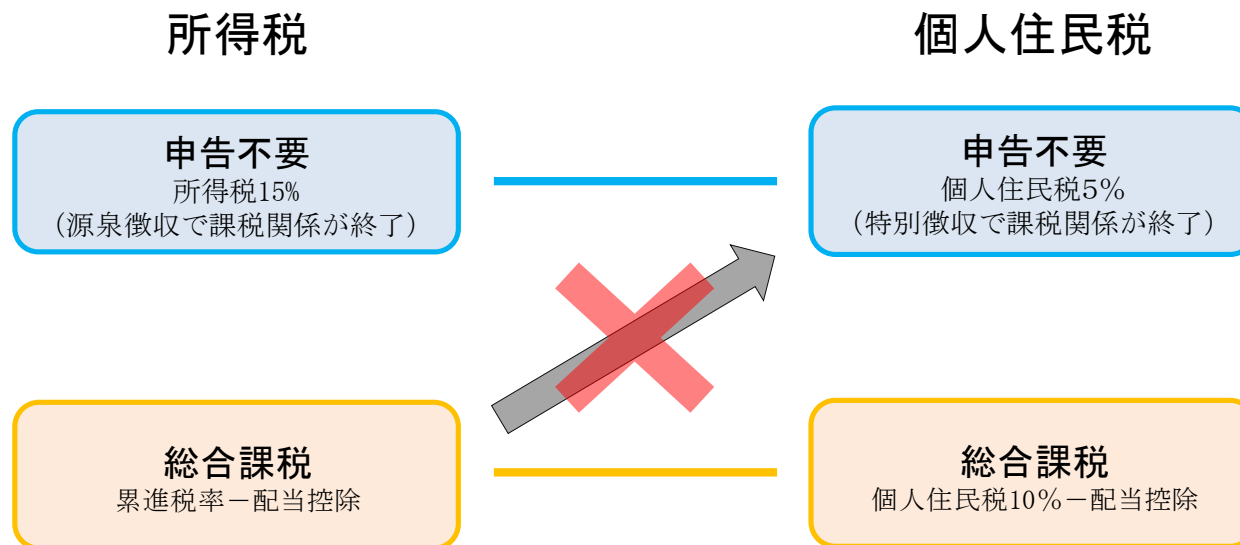


(参考) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式

- 改正前においては、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能。
- 金融所得課税は、所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、公平性の観点から、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとする。

※ 令和6年1月1日施行。

改正後



※ 上場株式等の配当所得等については、上記の申告不要及び総合課税に加え、申告分離課税が選択可能。

※ 上場株式等の譲渡所得等については、申告不要と申告分離課税の選択が可能。

(参考) 業務ごとの変更概要

【第2.0版】から【第2.1版】への変更概要(個人住民税・機能要件)

○ 以降のページは、【第2.0版】から【第2.1版】への変更を、税目ごと、要件ごとに例示したもの。なお、個々の要件の変更点・改定理由は、別途、本体資料を参照。

要件No.	第2.0版	検討経過	第2.1版
3.3.15 (機能ID 0100691)	—	新設される森林環境税に係る要件について、新規で要件化した。	森林環境税の納税義務者からの免除申請に基づき、免除可否を管理できること。
1.1.54.枝2 (機能ID 0100686)	—	税額通知の送付形態(紙/電子)については、特別徴収義務者用と納税義務者用で別々に管理する必要があるため、要件化した。	特別徴収義務者情報の基本情報として次の項目を管理(設定・保持・修正)できること。 <基本情報> ・税額通知(納税義務者用)の送付形態(紙/電子)
1.3.1.枝2 (機能ID 0100151)	以下の条件の可否を指定し、個人住民税申告書の発送対象者を抽出できること。 <抽出条件> ・上場株式等に係る所得の異なる課税方式に関連する対象者 ・前年度情報(「前年個人住民税申告書提出有無」「前年度の優先資料が個人住民税申告書であること」「所得種類」「更正事由」「転入・出時期」) ・支援措置対象の設定有無 <申告書発送者からの除外条件> ・異動届より転勤・一括処理対象者 ・現年課税取消分 ・他団体課税者	上場株式等の配当所得等に係る課税方式を一致させることとなるため、以下の要件を削除した。 ・上場株式等に係る所得の異なる課税方式に関連する対象者	以下の条件の可否を指定し、個人住民税申告書の発送対象者を抽出できること。 <抽出条件> ・前年度情報(「前年個人住民税申告書提出有無」「前年度の優先資料が個人住民税申告書であること」「所得種類」「更正事由」「転入・出時期」) ・支援措置対象の設定有無 <申告書発送者からの除外条件> ・異動届より転勤・一括処理対象者 ・現年課税取消分 ・他団体課税者

【第2.0版】から【第2.1版】への変更概要(個人住民税・帳票要件)

要件No.	第2.0版	検討経過	第2.1版
No.136 所得税と異なる課税方式による住民税の申告確認リスト (帳票ID 0100136)	市区町村民税の算定に含めない確定申告書情報がある対象者を抽出したリスト(データ)対象者及び算定に含めていない確定申告情報を確認するために必要な情報を出力する 資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等に係るチェック処理の実施結果として出力する また、課税方式の選択により所得税と住民税との繰越控除に差がある対象者について出力を行う。	上場株式等の配当所得等に係る課税方式を一致させることとなるため要件を削除した。	—
No.142 (事業所宛) 納税義務者住所照会書 (帳票ID 0100142)	事業所宛の納税義務者住所照会書	帳票ID:0100025 当初課税資料確認用文書と重複する帳票であるため、削除した。	—
No.208 世帯台帳 (帳票ID 0100208)	—	機能要件に規定している帳票であることから、整合をとるために追加した。	世帯ごとの情報(前年の賦課情報)を一覧で確認できる台帳

【第2.0版】から【第2.1版】への変更概要(法人住民税・機能要件)

要件No.	第2.0版	検討経過	第2.1版
2.1.11.枝2 申告書同封 資料作成 (機能ID 0110297)	—	<p>税理士宛の申告書送付案内の一括出力機能を定義していたが、個別出力機能が設けられていなかった。</p> <p>優先順としては、「個別出力>一括出力」の順に定義すべきと考えたため、WT構成員に意見聴取したところ、必要性が確認されたため新たに定義するに至った。</p>	税理士宛の申告書送付案内(税理士送付)を個別出力できること。
2.3.6. 課税標準額 通知データ による申告 是認 (一括処理) (機能ID 0110219)	法人税における重加算税対象税額が管理でき、収納管理システムへ連携されること。	<p>収納業務において延滞金の計算を行う際の延滞金免除期間の判定は、重加算税があるか無いかがわかればよく、金額まで管理する必要が無い運用も現存するとのご意見を頂戴し、要件の記載ぶりを緩和しても支障が無い旨がWT構成員にて確認されたため、変更している。</p>	法人税における重加算税対象税額、または重加算税対象税額の有無が管理でき、収納管理システムへ連携されること。
7.1.2. 調定処理 (機能ID 0110268)	更正・決定に基づく調定は、即時調定が行えること。	<p>申告処理に基づく調定でないみなす申告や減免も含まれるか否かが判断し難いというご意見を頂戴し、記載内容を具体化することでWT構成員にて確認されたため変更している。</p>	更正・決定に基づく調定(みなす申告及び減免処理を含む。)は、即時調定が行えること。

【第2.0版】から【第2.1版】への変更概要(法人住民税・帳票要件)

要件No.	第2.0版	検討経過	第2.1版
No. 1 営業証明書 (帳票ID 0110001)	【帳票印字項目・諸元表】 (大分類)通知者/(小分類)肩書 (大分類)通知者/(小分類)首長名	「〇〇〇市長職務代理者 〇〇〇市副市長」のように副市長までを肩書に含める自治体の場合では諸元表の桁数が不足することから、行を分けると同時に桁数を拡張する必要性が確認されたため、帳票印字項目・諸元表について修正を図る。	①(大分類)発行者/(小分類)肩書と (大分類)発行者/(小分類)首長名 を別の行で印字する。 ②(大分類)発行者/(小分類)肩書の 桁数と行数を【13桁/2行】で統一す る。
No. 2 更正決定通知書 (帳票ID 0110002)	【帳票印字項目・諸元表】 (大分類)通知者/(小分類)肩書 (大分類)通知者/(小分類)首長名		①(大分類)通知者/(小分類)肩書と (大分類)通知者/(小分類)首長名 を別の行で印字する。 ②(大分類)通知者/(小分類)肩書の 桁数と行数を【13桁/2行】で統一す る。
No. 4 減免決定通知書 (帳票ID 0110004)			
No. 7 みなす申告通知書 (帳票ID 0110007)			
No. 36 申告勸奨通知 (帳票ID 0110036)			
No. 41 税割調定 増減上位リスト (帳票ID 0110041)	【帳票概要】 増減が大きい法人別の決算期、前 年度・現年度の法人税割調定額と増 減額を一覧出力。	「法人別の決算期」との記載について、 例えば指定した対象年度中に事業年度 変更となり決算期が異なる調定情報が2 つ存在する場合、税割調定増減上位リス トの明細としては決算期違いで2件表示さ れることが想定される。 通常は調定年度単位での比較ができれば よく「法人別の決算期」で指定すること は不要であることが確認され、万一の場 合もEUCによる代替運用が可能である旨 を確認できたため、「決算期」の文言を削 除する。	【帳票概要】 増減が大きい法人別の前年度・現 年度の法人税割調定額と増減額を一 覧出力。

【第2.0版】から【第2.1版】への変更概要(固定資産税・機能要件)

要件No.	第2.0版	検討経過	第2.1版
1.2.1.枝1 課税台帳 作成 (機能ID 0120015)	<p>【実装必須機能】 ～略～ ＜土地(補充)課税台帳情報＞ ～略～ ・適用する固定資産税の不均一課税類型、適用開始年度、適用終了年度、根拠 ～略～</p>	<p>ベンダから「(不均一課税の)適用を受ける地積」を要件化すべきとの意見があった。 WTで検討した結果、「(不均一課税の)適用を受ける地積」の必要性が認められたため、実装必須機能として要件化した。</p>	<p>【実装必須機能】 ～略～ ＜土地(補充)課税台帳情報＞ ～略～ ・適用する固定資産税の不均一課税類型、根拠、適用開始年度、適用終了年度、適用を受ける地積 ～略～</p>
2.2.1.枝1 課税台帳 作成 (機能ID 0120091)	<p>【実装必須機能】 ～略～ ＜家屋(補充)課税台帳情報＞ ～略～ ・適用する固定資産税の不均一課税類型、適用開始年度、適用終了年度、適用を受ける床面積 ～略～</p>	<p>ベンダから「(不均一課税の)根拠」を要件化すべきとの意見があった。 WTで検討した結果、「(不均一課税の)根拠」の必要性が認められたため、実装必須機能として要件化した。</p>	<p>【実装必須機能】 ～略～ ＜家屋(補充)課税台帳情報＞ ～略～ ・適用する固定資産税の不均一課税類型、根拠、適用開始年度、適用終了年度、適用を受ける床面積 ～略～</p>
2.2.1.枝4 課税台帳 作成 (機能ID 0120101)	<p>【実装必須機能】 ～略～ ＜家屋評価情報＞ ～略～ ・タワーマンションフラグ</p>	<p>ベンダから「タワーマンションフラグ」を「実装必須機能」から「標準オプション機能」へ変更すべきとの意見があった。 WTで検討した結果、「タワーマンションフラグ」を「標準オプション機能」へ要件緩和することとした。</p>	<p>【標準オプション機能】 ～略～ ＜家屋評価情報＞ ～略～ ・タワーマンションフラグ</p>

【第2.0版】から【第2.1版】への変更概要(固定資産税・帳票要件)

要件No.	第2.0版	検討経過	第2.1版
No.30 増減確認 はがき (明細なし) (帳票ID 0120030)	帳票レイアウト(圧着・3面・往復はがき)を定義	<p>地方団体から費用負担軽減の観点から3面ではなく2面としてほしいとのご意見を受けた。</p> <p>WTで検討した結果、1面分については印字項目の想定もなく不要であるため削除とし、2面とした。</p>	帳票レイアウト(圧着・2面・往復はがき)
No.31 増減確認 はがき (明細あり) (帳票ID 0120031)	帳票レイアウト(圧着・3面・往復はがき)を定義	<p>地方団体から送付方法、返送方法の運用が分かりにくいとのご意見を受けた。</p> <p>WTで検討した結果、送付方法、返送方法についての記載を追加した。</p>	帳票レイアウト(圧着・3面・往復はがき)に、送付方法、返送方法についての記載を追加

【第2.0版】から【第2.1版】への変更概要(軽自動車税・機能要件)

要件No.	第2.0版	検討経過	第2.1版
3.2.7.枝2 減免情報 管理 (機能ID 0130112)	運転者情報(運転免許証交付年月日及び有効期限、運転免許の種別、免許番号、免許の条件等)	帳票要件No.52 減免申請書(汎用)の記載項目に合わせるべきとの意見を受け、運転者情報の例に「障害者との関係」を追加する方針でWTに構成員に照会したところ、同意を得たため、第2.1版のとおり変更した。	運転者情報(運転免許証交付年月日及び有効期限、運転免許の種別、免許番号、免許の条件、障害者との関係等)
5.2.1. 収納状況 照会 (機能ID 0130162)	<p>【要件の考え方・理由】</p> 軽自動車税の課税や標識管理に係る事務を行う際に、未納の有無などの確認を行うケースも想定されることから実装必須機能として定義を行った。	軽自動車税の課税や標識管理に係る事務を行う際の収納状況照会時に、徴収不能であることが分かるよう未納と不納欠損を区別する表示が必要であると意見を受け、WT構成員に照会したところ同意を得たことから、収納情報には不納欠損情報も含む旨を、第2.1版のとおり要件の考え方・理由に記載した。	<p>【要件の考え方・理由】</p> 軽自動車税の課税や標識管理に係る事務を行う際に、未納の有無などの確認を行うケースも想定されることから実装必須機能として定義を行った。 収納状況には納付済、未納の有無以外に不納欠損情報も含まれる。

【第2.0版】から【第2.1版】への変更概要(軽自動車税・帳票要件)

要件No.	第2.0版	検討経過	第2.1版
<p>No.48 納税通知書引き抜き対象者一覧(納付書払い)(帳票ID 0130048)</p>	<p>【主な出力条件】</p> <p><標準オプション出力条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知書の印字エラーによる抽出条件住所(海外に設定されているもの) 	<p>以下の点について、WT構成員から同意を得たため、第2.1版のとおり変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者情報に基づく引き抜きリストの作成に係る必要性も想定されるとの意見を踏まえ、標準オプション出力条件として定義した。 	<p>【主な出力条件】</p> <p><標準オプション出力条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知書の印字エラーによる抽出条件住所(海外に設定されているもの) ・障害者情報(障害程度、障害名、障害等級)
<p>No.100 廃車申告受付書(帳票ID 0130100)</p>	<p>【帳票レイアウト】</p> <p>「廃車申告受付書(自賠責保険解約用)」が中段、「譲渡証明書」が下段</p>	<p>WT構成員に想定される運用方法を確認し、確認結果に基づき、利便性等を考慮の上、帳票レイアウトの「廃車申告受付書(自賠責保険解約用)」、「譲渡証明書」の位置関係を変更した。</p>	<p>【帳票レイアウト】</p> <p>「廃車申告受付書(自賠責保険解約用)」が下段、「譲渡証明書」が中段</p>

【第2.0版】から【第2.1版】への変更概要(収納管理・機能要件)

要件No.	第2.0版	検討経過	第2.1版
2.1.4.枝1 (機能ID 0140046)	<p>【実装必須機能】 エラーの対象データ項目を収入年月日、領収年月日、納付済通知書を一意に特定する番号、納付区分(入金/配当等)、賦課年度、会計年度で抽出し、手動で修正・削除ができること。 手動で修正・削除した後、消込用データを一括更新できること。</p>	<p>ベンダから、「消込データの一括更新については標準オプション機能に緩和すべき」、また、「エラーの対象データ項目を抽出する際、会計年度は標準オプション機能に緩和すべき」と意見があったため、WTにおいて検討し、標準オプション機能に緩和した。</p>	<p>【実装必須機能】 エラーの対象データ項目を収入年月日、領収年月日、納付済通知書を一意に特定する番号、納付区分(入金/配当等)、賦課年度で抽出し、手動で修正・削除ができること。</p> <p>【標準オプション機能】 エラーの対象データ項目を会計年度で抽出し、手動で修正・削除ができること。 手動で修正・削除した後、消込用データを一括更新できること。</p>
8.3.2.枝1 (機能ID 0140412)	<p>【実装必須機能】 氏名(カナ・漢字・アルファベット、外国人通称名)、住所(市内・市外)、生年月日、性別、宛名番号、個人番号・法人番号、住民区分(住民・外国人住民・住民登録外・法人・共有者)、税目、年度、通知書番号、世帯番号、物件番号、整理番号での検索ができること。 氏名漢字、氏名カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」(異体字や正字も包含した検索を除く。)ができること。 複合検索が可能なこと。 納付の有無で絞り込みが出来ること。</p>	<p>ベンダから、「検索項目の住民区分と物件番号については標準オプション機能に緩和すべき」、また、「納付の有無による絞り込みについては標準オプション機能に緩和すべき」と意見があったため、WTにおいても検討し、標準オプション機能に緩和した。</p>	<p>【実装必須機能】 氏名(カナ・漢字・アルファベット、外国人通称名)、住所(市内・市外)、生年月日、性別、宛名番号、個人番号・法人番号、税目、年度、通知書番号、世帯番号、整理番号での検索ができること。 氏名漢字、氏名カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」(異体字や正字も包含した検索を除く。)ができること。 複合検索が可能なこと。</p> <p>【標準オプション機能】 住民区分(住民・外国人住民・住民登録外・法人・共有者)、物件番号での検索ができること。 納付の有無で絞り込みが出来ること。</p>

【第2.0版】から【第2.1版】への変更概要(収納管理・帳票要件)

要件No.	第2.0版	検討経過	第2.1版
No.2 更正チェック エラーリスト (帳票ID 0140002)	EUC代替不可	ベンダから「紙での管理を望まない地方団体もあることが想定されるため、EUCで代替可に緩和すべき」と意見があったため、WTでも検討し、EUCで代替可に緩和した。	EUC代替可
No.7 消込エラー 更正済対象者 一覧 (帳票ID 0140007)			
No.37 口座振替不能通 知兼納付書 (圧着はがき) ほか (帳票ID 0140037)	【帳票レイアウト】 印字項目・帳票レイアウトを定義。	納付書関連の帳票について、帳票間で印字項目の不整合や表記ゆれがあった。	【帳票レイアウト】 印字項目、帳票レイアウトを修正。
No.132 納税証明書 ほか (帳票ID 0140132)	【帳票レイアウト】 印字項目に「文書番号」を設定。	ベンダから「「文書番号」ではなく「発行番号」とすべき」と意見があったため、WTでも検討し、「発行番号」に修正した。	【帳票レイアウト】 印字項目の「文書番号」を「発行番号」に修正。

【第2.0版】から【第2.1版】への変更概要(滞納管理・帳票要件)

※滞納管理・機能要件は改定なし

要件No.	第2.0版	検討経過	第2.1版
No.303 預貯金等の 調査について (照会、回答) ほか (帳票ID 0150303)	【帳票レイアウト】 地方税共同機構が定める様式に準拠した帳票レイアウトとしていた。	税帳票における押印廃止の観点から、地方税共同機構の様式に記載の押印部分を削除する必要があった。 また、標準仕様書にレイアウトを定めるにあたり、標準仕様書における帳票共通のフォント、フォントサイズ、宛名、問い合わせ先に修正する必要があった。	【帳票レイアウト】 地方税共同機構の様式をベースに、押印を削除したレイアウトを標準仕様書上作成。あわせてフォント、フォントサイズ、宛名、問い合わせ先を修正。
No.441 催告書 (差押え言及無) (帳票ID 0150441)	【帳票レイアウト】 各種催告書(No441~461)について、一部No469滞納明細とのレイアウト、印字項目が一部同一でないものがあった。	各種催告書に記載の明細は、No469滞納明細と同一の列を使用する必要があることから整合をとる必要があった。	【帳票レイアウト】 文書間で整合性が取れるように、諸元表とレイアウトを修正。
No.469 滞納明細 (帳票ID 0150469)	【帳票レイアウト】 諸元表の記載のとおりレイアウトを再現すると、一部齟齬が発生していた。	諸元表の桁数や文字数について、実際にレイアウトを作成すると枠から文字があふれたり、1ページに収まらないとの意見がAPPLICからあった。そのため事務局で改めて諸元表、レイアウトを精査し、必要な印字項目が全て記載され、かつレイアウトが1ページに収まるよう調整した。	【帳票レイアウト】 諸元表とレイアウトが一致するよう修正。
No.22 差押調書(謄本) (債権) ※滞納者用 ほか (帳票ID 0150022)	【帳票レイアウト】 差押財産の印字項目について、フリーテキストの箇所と、個別項目の箇所が分かれていた。	差押財産の印字項目内で差押財産の詳細(第三債務者等)を記載することで、差押財産ごとに帳票レイアウトが異なる事象を回避するため、個別項目でなくフリーテキストに統一することとした。	【帳票レイアウト】 差押財産の印字項目について、個別項目でなくフリーテキストに統一。

【第2.0版】から【第2.1版】への変更概要(税務共通・機能要件)

要件No.	第2.0版	検討経過	第2.1版
1.7.1.枝1 団体内統合宛名番号の付番依頼及び 中間サーバへの副本情報登録機能 (機能ID 0160081)	<p style="text-align: center;">～略～</p> 中間サーバへの副本情報の登録は、団体内統合宛名機能を経由して行うことができること。	デジタル庁が示す標準仕様書間の横並び調整方針「7. 団体内統合宛名番号に関すること」の記載の修正にあわせて以下の記載を追加した。 「なお、中間サーバとの連携のうち、中間サーバから取得したURLを元にHTTPダウンロードする場合は、団体内統合宛名機能を経由せず連携すること。」	<p style="text-align: center;">～略～</p> 団体内統合宛名機能を経由して、副本情報の登録等、中間サーバとの連携ができること。 なお、中間サーバとの連携のうち、中間サーバから取得したURLを元にHTTPダウンロードする場合は、団体内統合宛名機能を経由せず連携すること。
1.8.1.枝1 EUC機能 (機能ID 0160091)	EUC機能(デジタル庁が策定する「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能を用いて、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 データソース(どのデータ項目を対象とするか)は、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト」に規定するデータ項目とする。	デジタル庁が示す標準仕様書間の横並び調整方針「9. EUCに関すること」の記載の修正にあわせて以下の記載を追加した。 「なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とする。」	EUC機能(デジタル庁が策定する「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能を用いて、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 データソース(どのデータ項目を対象とするか)は、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト」に規定するデータ項目とする。 なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とする。